

## よくある質問（Q&A）

Q. この給付金は、どのような方に給付されますか。

A. 令和6年度個人住民税がさぬき市で課税対象となる方のうち、定額減税可能額が令和6年分推計所得税額又は令和6年度分個人住民税所得割額を上回る方が対象です。

ただし、合計所得金額が1,805万円を超える方は対象となりません。

定額減税可能額については以下のとおりです。

①所得税分＝3万円×減税対象人数

②個人住民税所得割分＝1万円×減税対象人数

※減税対象人数：本人及び控除対象配偶者を含めた扶養親族の数

ただし国外居住者は除く。

Q. 令和6年分推計所得税額・令和6年度分個人住民税所得割額がともに0円の場合、調整給付はどのように取り扱うこととなりますか？

A. 調整給付の対象となりません。

Q. 令和6年分推計所得税額はどのように計算していますか。

A. 令和6年度分個人住民税の課税情報を基に、国から示された算定ツールを用いて算出しています。

Q. 調整給付支給後に税の修正申告等が生じ、令和5年分所得税額や令和6年度個人住民税額に変更が生じた場合、調整給付はどのように取り扱うこととなりますか。

A. 事務処理基準日（令和6年6月3日）以降の変更については以下の取扱いとなります。

(1)調整給付額に不足が生じる場合

令和6年分所得税及び定額減税の実績等が確定したのち、令和7年度に不足分の給付を行う予定であるため、令和5年分所得税額や令和6年度個人住民税額の変更により調整給付額に不足が生じても対応しないこととします。

(2)新たに別の給付金の要件に該当することとなった場合

申請することで、新たな給付金を受給することは可能ですが、すでに給付済みの調整給付について返還する必要があります。

Q. 納税義務者が亡くなった場合でも給付金を受給することはできますか。

A. 令和6年1月2日以降に亡くなられた場合、以下の取扱いとなります。

(1)確認書の返送・申請を行うことなく亡くなられた場合

調整給付は支給されません。

(2)確認書の返送・申請を行った後に亡くなられた場合

当該納税義務者に給付が行われ、他の相続財産とともに、相続の対象となります。

Q. 紳税義務者以外の者が代理で書類の提出、または本給付金の受給はできますか。

A. 紳税義務者による確認書の返送や給付金の受給が困難な方は代理人が行うことも可能です。

法定代理人、親族その他の平素から紳税義務者本人の身の回りの世話をしている方が想定されます。

Q. 本給付金は課税の対象となりますか。

A. 本給付金は、法律により非課税及び差押禁止等となります。